



茨城県報

第 167 号

令和 2 年 (2020 年) 12 月 28 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	2
告 示	
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (3 件) (障害福祉課)	5
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課)	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (障害福祉課)	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (2 件) (障害福祉課)	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (障害福祉課)	7
●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課)	7
●茨城県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令の要件等に該当することの公表 (漁政課)	9
●定款変更の認可 (農村計画課)	9
●道路の供用の開始 (道路維持課)	9
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課)	10
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課)	10
●指定代理納付者の指定 (会計課)	10
(教 育 委 員 会)	
●茨城県指定有形文化財の追加指定等	11
公 告	
●茨城県県土利用の調整に関する基本要綱の一部改正 (地域振興課)	12
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	13
●道路の位置の変更指定 (建築指導課)	13
●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正 (建築指導課)	14
●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正 (建築指導課)	14
●落札者等の公示 (会計管理課)	15
●入札公告 (ミュージアムパーク茨城県自然博物館)	15
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県水道条例施行規程の一部を改正する規程	20
●茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程	20

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 (4 件)20

規 則

茨城県規則第82号

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年12月28日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県調理師法施行細則 (昭和37年茨城県規則第24号) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 12 月 28 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大 川 雅 登

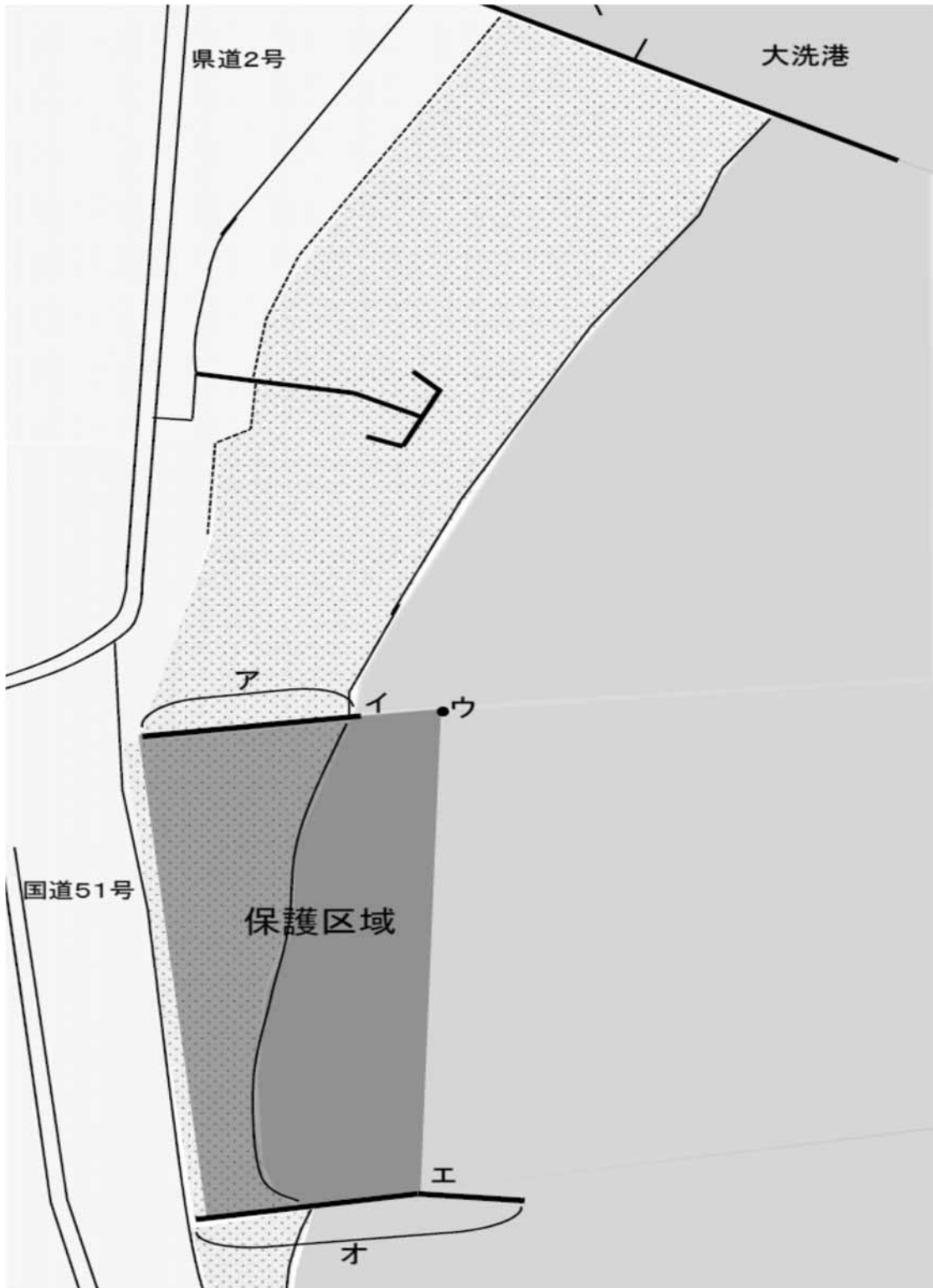
- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		基 点 等 の 位 置
区 域		
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099 メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度 46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識
鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエ の各点を順次に 結んだ線とア、 オ及び最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

- 2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

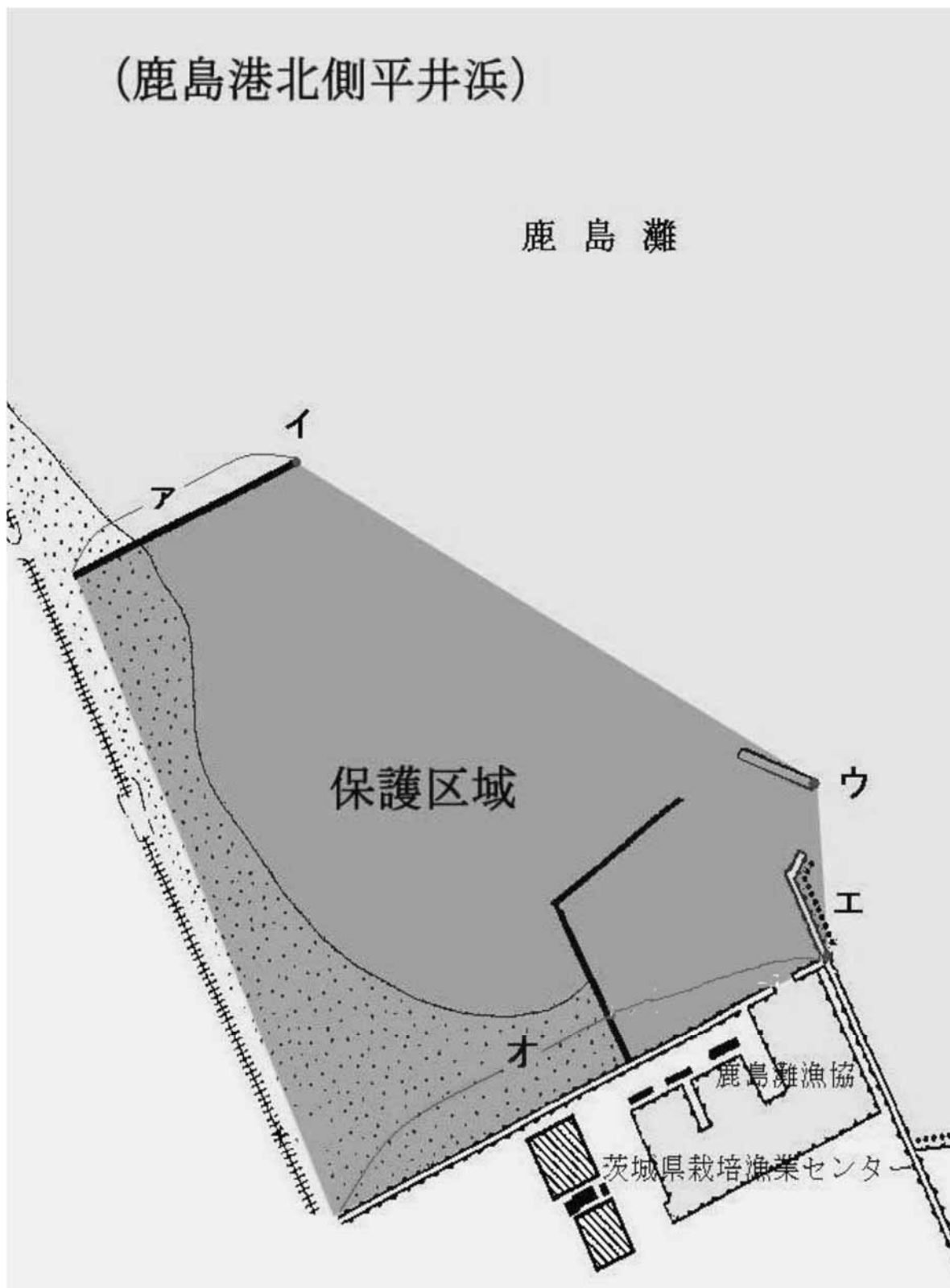
保護区域図

○大洗サンビーチ



保護区域図

○鹿島港北側平井浜



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 2 年 12 月 28 日 付け茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第 1 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

Ⓔ

(電話番号

)

保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船舶名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第 2 号

茨調第 号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船舶名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 大 川 雅 登	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由